

関税法基本通達

第 5 章 運送

(保税運送の承認をしない外国貨物)

63—1 次に掲げる貨物については、保税運送を承認しないものとする。ただし、運送することについて、やむを得ない理由があり、かつ、取締上支障がないと認められる場合（貨物が法第 65 条の 3 《保税運送ができない貨物》に規定する貨物に該当する場合を除く。）については、この限りでない。

- (1) 法第 69 条の 2 第 1 項各号《輸出してはならない貨物》に掲げる貨物及び法第 69 条の 11 第 1 項各号《輸入してはならない貨物》その他法令により輸出入が禁止されている貨物
- (2) 他の法令の規定により輸入について許可、承認等を必要とする貨物のうち要注意品目（例えば、銃砲、危険品等）と認められるもの（当該許可、承認等を取得している場合を除く。）
- (3) 数量の確定していない貨物（外国貿易船の船側から揚地せん議等のまま運送される貨物で、施封等により到着地までの運送が保全される場合を除く。）で、法第 4 条《課税物件の確定の時期》に規定する課税物件の確定上支障があると認められるもの

(保税運送の手続を要しない外国貨物)

63—2 令第 52 条《保税運送の手続を要しない外国貨物》に規定する用語の意義及び取扱いについては、次による。

- (1) 第 1 号に規定する「引き続き当該外国貿易船等により運送されるもの」とは、その船舶に積まれたまま運送されるもの及び仮陸揚げされた後再びその外国貿易船等に積み込まれて運送されるものをいう。
- (2) 第 1 号及び第 2 号に規定する「他の外国貿易船等に積み替えられて運送されるもの」とは、同一港において、外国貿易船等から直接他の外国貿易船等に積み替えられ又は仮陸揚げした後、他の外国貿易船等で運送されるものをいう。
- (3) 一港に仮陸揚げされた外国貨物で、外国貿易船等以外の運送手段を使用して陸路、海路又は空路によつて他の港に運送した後、外国貿易船等に積み替える場合においては、運送及び積戻しの手続をさせるものとする。ただし、前記 21—5（仮陸揚貨物の積込み）に該当する場合においては、積戻しの手続は要しないものとする。

(同一開港等における貨物の移動の取扱い)

63—3 同一開港等における貨物の移動の取扱いについては、次による。

- (1) 外国貨物の場所的移動が次のいずれかに該当する場合には、保税運送の手続を要しないものとする。

- イ 外国貨物の移動が同一開港又は同一税関空港の中で行われる場合
- ロ 外国貨物の移動が同一保税地域（42-9 又 56-10 の規定により一括許可を受けた保税地域を含む。）の別棟等までの間で行われる場合
- ハ 外国貨物の移動が被許可者等が同一であり、かつ、同一又は隣接（公道を隔てている場合を含む。）した敷地内に存在する別許可に係る保税地域との間で行われる場合

(2) 上記(1)のハに該当する場合においては、それぞれの保税地域の被許可者等は、当該貨物の移動を明らかにした帳票類を整理保管するとともに、その事実を記載した書面等を一定期間（一週間程度）分まとめて保税取締部門に提出するものとする。

ただし、税関長が取締り上支障がないと認めるときは、書面等の提出を省略して差し支えないものとする。

（運送の申告者）

63-4 保税運送の申告は、原則として運送しようとする外国貨物についての運送契約上の当事者である貨主、荷送人、運送人又は運送取扱人の名をもつて行わせるものとし、これらの者の委任に基づいて通関業者が代理申告を行う場合においては、代理人である旨の記載及びその名を連記させるものとする。また、保税運送の申告をする者が運送に係る貨物の運送人又は運送取扱人であり、かつ、通関業者である場合においては、その通関業者の名において申告させて差し支えない。この場合においては、「自社運送」又は「自社運送取扱い」の旨を申告書に注記させるものとする。

（保税運送の申告手続）

63-5 輸出（積戻しを含む。）の許可を受けたもの以外の外国貨物（以下この章においては「輸入貨物」という。）の運送申告は、次による。

(1) 発送の際における運送手段（陸路、海路、空路の別をいう。）又は運送先を異にするごとに、運送しようとする貨物が置かれている保税地域等の所在地を所轄する税関官署に「外国貨物運送申告書（目録兼用）」（C-4000）を3通（原本、承認書用、到着証明用）提出させるものとする。

ただし、運送状その他の書類で令第53条に規定する記載事項を網羅した書面により申告させること、又はこれらを添付することにより上記申告書の記載事項の記載を省略させることとしても差し支えない。

なお、運送途上において運送手段の変更を伴う場合であっても、取締り上支障がないと認められるときは、1申告で行わせて差し支えない。

(2) 輸入貨物を保税蔵置場又は保税工場に蔵置することについて法第43条の3第1項（法第61条の4において準用する場合を含む。）又は法第62条の10の承認を受けようとする場合において保税運送を必要とするときは、「蔵入承認申請書」、「移入承認申請書」又は「総保入承認申請書」を外国貨物運送申告書に兼用することができる。

(3) 次に掲げる保稅運送の申告をする場合には、申告書の記載事項のうち「申告価格」等記載の必要がないと認められるものについては、適宜記載の省略を認めて差し支えないものとする。

イ 同一市町村内の保稅運送

ロ その他税関長が取締上支障がないと認めた貨物の保稅運送

(4) 原油、重油等の液状貨物又は穀物その他のばら貨物に係る保稅運送を行う場合であって、税関長が取締り上支障がないと認めた場合には、予定数量による保稅運送を認めて差し支えないものとする。この場合において、当該保稅運送に係る貨物のバージ等への積込みが完了したとき（運送数量が確定したとき）は、当該保稅運送承認書及びその写し（以下この項において「保稅運送承認書等」という。）に、当該貨物の積込みに立ち会った公認の検数機関等が発給する検数報告書又は倉主が作成した適宜の様式による搬出数量計算書等を添付させることとし、当該保稅運送を承認した税関は、後日返送される当該検数報告書等を添付した保稅運送承認書等により当該保稅運送に係る承認数量の訂正を行うものとする。

（税関において運送申告書に記入すべき事項）

63—6 輸入貨物の保稅運送の承認をしたときは、外国貨物運送申告書に運送の期間及び次の事項を記載し、うち 1 通に受理印及び承認印を押なつのうえ運送承認書として、他の 1 通を運送承認書写し（到着証明用、以下この章において同じ。）として申告者に交付する。

(1) 保稅蔵置場において内国貨物を用いて手入れをした外国貨物を運送する場合には、手入れに用いた内国貨物の品名、数量及び使用の方法

(2) 保稅工場製品である外国貨物の運送を承認したときは、その貨物に使用した原料の品名、数量及び価格並びに承認の年月日。ただし、保稅運送される貨物が積戻しされることが確実であり、かつ、取締上支障がないと認められるものについては、「保稅工場製品」と表示するのみで差し支えない。

(3) 担保を提供させた場合には、担保の種類

(4) 発送及び到着の際に、税関職員による現物確認を行う必要がある貨物については「要確認」の旨

(5) 発送の際に、施封を行う必要がある貨物については「要施封」の旨

（担保の提供）

63—7 法第 63 条第 2 項《保稅運送のための担保》に規定する関税の額に相当する担保は、次に掲げる場合を除くほか、提供をさせるものとする。

(1) 定率法の規定により関税の免除を受けることが確実と認められる貨物を運送する場合

(2) 輸出の許可を受けた貨物を運送する場合

(3) 通関業者、船会社、航空会社若しくは令第 30 条の 2 に規定する者の所有又は管理に係る指定保稅地域の貨物管理者又は保稅蔵置場、保稅工場、

保税展示場若しくは総合保税地域の許可を受けた者であつて、税関長が信用確実と認め、かつ、以前において関税法規違反の事実がなかつた者が保税運送の承認を受ける場合

- (4) 保税運送の承認を受ける者の資力、信用等が確実であると認められる場合

(運送貨物の発送の際の現物確認及び施封)

63—8 運送貨物の発送に当たっては、申告に係る貨物の品名、数量、価格、形状、運送経路及び運送の方法等を勘案して、必要な限度において貨物の現物確認及び施封を行うものとする。

(運送貨物の発送手続)

63—9 法第 63 条第 3 項に規定する確認は、保税運送の承認の際併せて行って差し支えないものとする。

ただし、保税運送の承認に際して要確認又は要施封の指定を受けた貨物については、当該貨物の発送時にその運送承認書及び運送承認書写しを税関職員に提出するものとし、税関職員が発送を確認したときはその旨、施封を行った場合にはその種類及び個数、また、乱装、破装等のある貨物についてはその旨を運送承認書及び運送承認書写しに記載し、運送申告者又はこれに代わる者に交付する。

また、保税運送の承認を受けた貨物を分割して発送する場合には、運送者が最初の発送の際に運送承認書を携行するものとし、その後の個々の発送に当たっては、運送承認書ごとの一連番号を付した送り状（その運送承認を受けた者が使用している適宜の様式でよい。）を使用するものとする。また、最終回の貨物発送時には、運送承認書写しに個々の運送数量、発送年月日等を記載するものとする。

なお、当該確認を受けた貨物について、発送前、運送途中、到着時等において破損その他の事故又は異常が発見されたときは、運送者から直ちに発送地を管轄する税関官署又は貨物の所在地を管轄する税関官署の保税取締部門に報告するようしようようする。

(運送の期間の指定)

63—10 法第 63 条第 4 項《運送の期間》に規定する運送の期間は、その運送に使用される運送手段、運送距離及び運送事情等を考慮して十分な余裕を見込んで指定するものとする。

(「運送期間の延長」に係る用語の意義)

63—11 法第 63 条第 4 項《運送の期間》にいう「災害その他やむを得ない事由」とは、震災、風水害等の天災又は火災その他運送の承認を受けた者の責に帰することができないと認められる事由をいうものとする。

(運送期間の延長の手続)

63—12 運送期間の延長の手続は、「運送期間延長承認申請書」(C—4020) 3 通を提出させ、承認したときは、うち 1 通に承認印を押なつの上、承認書として申請者に、他の 1 通を運送先の所在地を管轄する税関官署あて送付するものとする。また、貨物のある場所を管轄する税関において延長の承認をしたときは、他の 1 通をその保税運送を承認した税関に送付するものとする。

なお、保税運送貨物が運送先に到着している事実が明らかな場合で、荷役待ちその他の事情から搬入等の事実が遅延したため数量の確認が遅れる場合においては、数量の確認後その保税運送貨物の到着した日にさかのぼって貨物到着の処理を行うものとし、運送期間の延長手続を要しない。

(運送貨物の到着の確認)

63—13 保税運送された輸入貨物が運送先の保税地域に到着したときは、倉主等は前記 34 の 2—1 (保税地域における事務処理手続) の(1)のイにより処理するものとする。この場合において、税関職員による運送承認書写しへの確認印の押なつは、倉主等からの当該運送承認書写しの提出を受けた日に行うものとし、発送地税関における到着の事実に関する処理については、倉主等が当該運送承認書写しに記載した到着年月日等の内容をもって、到着の事実があったものとして処理するものとする。また、運送先が保税地域以外の場合並びに保税運送された貨物が前記 63—6 の(4)の「要確認」の貨物及び(5)の「要施封」の貨物である場合には、運送先についての事務を行う税関職員は、到着した運送貨物の異常の有無を確認した上、運送承認書写しに到着年月日並びに到着した貨物の数量及び異常の有無を記載して、運送承認書写しを後記 63—14 及び 63—15 の区分に従い運送申告者又はこれに代わる者に交付し、又は発送地税関に返送する。

なお、運送された貨物に重大な異常があった場合においては、到着地税関は、異常のあった貨物の品名、数量等について必要に応じ電話等をもって速やかに発送地税関に連絡するものとする。

(到着確認を受けた運送承認書写しの提出)

63—14 前記 63—13 により到着の確認を受けた運送承認書写しは、法第 63 条第 6 項の規定により到着の確認を受けた日から 1 月以内に、当該運送の承認を行った税関官署の担当部門に提出することを求めるものとする。

(到着の連絡)

63—15 輸入貨物の保税運送が次のいずれかに該当する場合には、前記 63—14 による到着確認済の運送承認書写しの提出は要しないものとし、到着事実の連絡は、到着を確認した税関官署から当該運送の承認を行つた税関官署に到着確認済の運送承認書写しを返送することにより行う。

- (1) 保税運送の承認と到着の確認を行う税関官署が同一であつて、その税関官署の管轄区域内（本関の管轄区域については、税関の管轄区域から税関出張所、税関支署、税関支署出張所、税関監視署及び税関支署監視署の管轄する区域を除いた区域）における場所相互間で行われる保税運送
- (2) 同一の税関の管轄区域内において常例的に相互に多数の保税運送が行われる場所として、税関長が指定した特定の場所相互間において行われる保税運送（この指定をしたときは、適宜の方法によりその指定の旨を揭示して、関係者に周知するよう措置するものとする。）

（輸出又は積戻し貨物の運送）

63—16 輸出又は積戻しの許可を受ける貨物について、保税運送しようとする場合は、前記 63—5 の規定によることなく、当該貨物の輸出又は積戻しの申告の際にこれと併せて保税運送の申告を行うことができるものとし、この場合における取扱いについては、次による。

- (1) 「輸出申告書（積戻しする場合は積戻し申告書）」（C—5010 又は C—5015—2）又は後記 67—2—3（Air Waybill 等による輸出申告）による場合は「航空貨物簡易輸出申告書（搬出入届・運送申告書）」（C—5210）の「保税運送」の欄に運送についての所要の事項を記入し運送申告書の提出に代えるものとする。
- (2) 上記(1)の申告に際しては、通常の輸出申告又は積戻し申告の際の提出部数により行うこととし、到着証明用の運送申告書については、輸出許可書又は積戻し許可書をもって代用する。
- (3) 保税運送の承認をしたときは、輸出許可書又は積戻し許可書の「保税運送」の欄にその旨チェックするとともに運送期間を記入する。
- (4) 輸出又は積戻しの許可後の事情変更により、輸出許可書又は積戻し許可書記載の積込港以外の港に運送のうえ積込みをすることとなった場合においては、その運送承認について新たな手続を要することなく上記(1)から(3)までに準じて処理する。この場合の運送承認月日は、便宜、その輸出許可の日として処理して差し支えない。
- (5) 輸出又は積戻しの許可と運送の承認とを併せて受けて運送された貨物が船積港で全量又は一部不積になり運送を承認した税関に返送される場合においては、便宜、新たな運送手続を要することなくその旨を記載した適宜の様式による申出書に輸出許可書（運送承認書兼用）又は積戻し許可書（運送承認書兼用）を添付して提出することとし、運送を認めて差し支えない。この場合における申出書の提出部数は、2通（原本及び到着証明用）とし、運送を承認したときは、輸出許可書（運送承認書兼用）又は積戻し許可書（運送承認書兼用）に「不積返送扱い」と注記して処理する。
- (6) 輸出又は積戻しの許可と運送の承認とを併せて受けて運送された貨物が運送先に到着後、事情の変更により、更に他港に運送のうえ積み込むこととなった場合においては、新たな運送手続を要することなく、便宜、到

着地税関において「船名、数量等変更申請書」(C—5200) 2 通に輸出許可書又は積戻し許可書を添付して提出することとし、船名変更の手続又は積込港変更の手続により処理するとともに、必要に応じ運送期間を延長し、変更後の積込港まで運送を認めて差し支えない。この場合においては、その申請書の 1 通を輸出又は積戻しの許可(運送の承認)をした税関に送付する。

(7) 輸出(積戻しを含む。以下この項において同じ。)の許可を受けた貨物を、輸出申告時の蔵置場所からコンテナ埠頭内又はコンテナ埠頭外にある CFS まで一旦運送し、当該 CFS でコンテナ詰した上で船積予定船まで運送する場合の保税運送については、輸出申告時の蔵置場所から当該 CFS を経由して船積予定船までの間の一貫した保税運送(以下この項において「一貫保税運送」という。)として承認することとして差し支えない。この場合における取り扱いは、次による。

イ 一貫保税運送の申告は、当該一貫保税運送に係る貨物の輸出申告書の下段の「個数、記号、番号」欄の最下部に、当該貨物がコンテナ詰するものである旨(CARGOS TO BE CONTAINERIZED)及び当該貨物をコンテナ詰する場所(VIA ○○○○ HOZEI WAREHOUSE)を記載することにより、当該輸出申告と併せて行うものとし、当該一貫保税運送の申告を受理した通関部門においては、当該申告に係る CFS が保税地域であることを確認した上で、輸出許可と併せて一貫保税運送の承認を行うものとする。

ロ 一貫保税運送の承認を受けて運送された貨物が、当該承認に係る CFS へ到着後、事情の変更等により、他の CFS でコンテナ詰されることとなった場合には、便宜、「船名、数量等変更申請書」(C—5200) 2 通に必要事項を記載させ、輸出許可書を添付して当該他の CFS を所轄する税関(以下この項において「到着地税関」という。)の通関部門に提出するものとする。なお、到着地税関の通関部門においてコンテナ詰場所の変更を認めた場合には、当該「船名、数量等変更申請書」1 通を輸出許可をした税関の通関部門へ送付するものとする。

ハ 上記により一貫保税運送の承認を受けた貨物が、コンテナ詰場所である CFS に搬入され、当該貨物をコンテナ詰した後に CY に向けて搬出されたときは、当該 CFS において貨物を管理する者に、当該貨物に係る輸出許可書の写し、ドック・レシート(B/L Instructions を含む。)の写し、及びコンテナ詰タリーシートの写しをセットして保管することにより、当該貨物の搬出入事績の記帳に代えて差し支えない。

(輸出運送貨物の到着の確認)

63—17 開港内にてい泊中の外国貿易船あてに輸出許可書(運送承認書兼用)又は積戻し許可書(運送承認書兼用)により保税運送される輸出又は積戻し貨物の到着確認については、次による。

(1) 外国貿易船に到着した貨物が直ちにその外国貿易船に積み込まれる場合においては、便宜、輸出許可書又は積戻し許可書にその貨物の船積確認の際に到着確認を併せて行うものとする。

なおこの際、船積み準備のため一時的にCYに搬入される場合であつては、輸出許可書等を保管することにより、当該貨物の搬出入の記帳に代えて差し支えない。

(2) 積込予定船舶の入港待ちその他やむを得ない理由により保税蔵置場等に一時蔵置するためにそれらの場所に搬入する場合においては、その搬入の際に到着確認を行うものとする。

(3) 到着した貨物について船積みの確認を行う際に運送期間の経過したものがある場合においては、事情やむを得ないものとして、運送期間の延長の処理を行わせることなく、便宜、監視部門において、その訂正を行って差し支えない。

(到着の確認を受けた積戻し許可書の提示)

63—18 積戻しの許可を受け保税運送された貨物については、前記 63—17 により到着の確認を受けた積戻し許可書を、到着の確認を受けた日から 1 月以内に、当該運送の承認を行つた税関官署の輸出通関担当部門に提示させる。

(到着貨物についての過不足の取扱い)

63—19 運送先に到着した運送貨物の数量と運送承認書記載の数量との間に過不足がある次に掲げる場合については、それぞれの定めるところにより処理して差し支えない。

(1) 運送先に到着した運送貨物の数量に過不足がある場合に、到着の際の施封の状況、積付けの状況その他の状況から判断して、明らかに発送に際し数量が過不足していたと認められるときは、発送地税関に照会の上、関係書類の訂正を行うものとする。この場合において発送地税関は、到着地税関からの連絡と運送申告者の申請に基づき関係書類の訂正を行う。

(2) 運送先に到着した運送貨物である石油その他の液体貨物又は穀物その他のばら貨物の数量に過不足がある場合に、到着の際の施封の状況、積付けの状況、その他の状況から判断して、数量の過不足の原因が発送地における測定誤差、荷扱い又は運送中の荷こぼれ等に基づくものであり、かつ、その過不足が通常生ずべき範囲内であると認められるときは、到着地における実測数量をもつて保税地域への搬入を認め、運送承認書の訂正は要しないものとする。

(3) 運送先の保税工場に対する移入れの承認を受けている貨物の数量に過不足がある場合に、到着の際の施封の状況、積付けの状況その他の状況から判断して数量の過不足の原因が、発送地における測定誤差、荷扱い又は運送中の荷こぼれ等に基づくものであり、かつ、その過不足が通常生ずべき範囲内であると認められるときは、移入承認書を訂正することなく、到

着の際の実測数量を法第 61 条の 3《記帳義務》に規定する帳簿に記載させて、製造歩留りの計算その他保税工場における数量の管理を行わせる。

(運送中の貨物の運送先等の変更の特例)

63—20 次に掲げる場合においては、それぞれの定めるところにより取り扱って差し支えないものとする。

- (1) 甲港から運送されて乙港に仕向けられた運送貨物が、船舶又は航空機の運航の都合その他やむを得ない事故により乙港に運送することができず、運送先以外の丙港で他の船舶又は航空機に積み替えて乙港に運送する場合は、直ちに丙港を管轄する税関において積替えの手続を行い運送承認書にその旨裏書し、甲、乙の両税関に通知することにより処理する。
- (2) 運送貨物が保税運送の途中において運送先の保税地域が満庫等のため、やむを得ずその保税地域近くの他の保税地域に搬入しなければならないことになったときは、後記 63—21 に準じて処理する。

(到着貨物の運送先等の変更の特例)

63—21 次に掲げる場合においては、それぞれの定めるところにより取り扱って差し支えないものとする。

- (1) 輸入貨物を保税運送する場合において、これを外国港に誤送し、かつ、その船舶により運送承認書記載の運送先に運送する場合においては、積戻しがなかつたものとして取り扱い、その貨物の到着地税関において運送期間の延長手続のみで処理する。
- (2) 運送貨物が運送先に到着した場合において、運送先の保税地域が満庫等のためやむを得ずその保税地域近くの他の保税地域に搬入しなければならないことになったときは、到着地税関に搬入についての所定の手続を行わせて、その保税地域への搬入を認め、この旨を運送承認書及び運送承認書写しに裏書のうえ処理する。
- (3) 保税運送される貨物が誤つて法第 63 条《保税運送》に規定する場所以外あてに運送承認された場合においては、上記(2)に準じて処理して差し支えない。この場合において、その貨物の到着地に保税地域がないときは、この貨物を搬入する場所について法第 30 条第 1 項第 2 号《税関長の許可を受けて保税地域以外の場所に置くことができる外国貨物》の規定により他所蔵置の許可をとらせるものとする。

(包括保税運送の承認要件)

63—22 次に掲げるすべての要件を充足し、取締上支障がないと認められる保税運送については、一括して保税運送の承認を行うことができる。

- (1) 運送をしようとする者が次のいずれかに該当する者であること
 - イ 保税地域の被許可者
 - ロ 通関業者

ハ その他、税関手続に関する十分な知識を有する者で、税関長が適当と認める者

(2) 運送が次の区間において継続的に行われること

なお、本規定の適用においては、一の指定保税地域にあるすべてのコンテナヤードを一の保税地域とみなして差し支えないものとする。

イ 一の保税地域と他の一の保税地域（税関検査場を含む。以下同じ。）の間

ロ 同一の税関官署の管轄区域に所在する一の保税地域（発送地である場合に限る。）と複数の保税地域の間

ただし、コンテナ詰された貨物（船卸後に開・されたものを除く。）

については、到着地の保税地域が、発送地所轄税関官署の管轄区域に所在するか否かは問わないものとする。

ハ 開港（一の岸壁に接岸する外国貿易船の停泊場所（発送地である場合に限る。）に限る。下記ニにおいて同じ。）と一の保税地域の間

ニ 同一の税関官署の管轄区域に所在する開港と複数の保税地域の間

(3) 運送される貨物が次に掲げるいずれかに該当するものであること。

イ 航空貨物であつて航空会社又はこれらの会社から委託を受けた者の責任で運送されるもの

ロ コンテナ詰された貨物（船卸後に開・されたものを除く。）

ハ 保税工場の保税作業による製品

ニ 旅具通関のため運送される貨物（同一税関管内において通関業者が自己の責任において自ら運送するものに限る。）

ホ 運送される貨物が特定されているもの（関税率表の類程度）

ただし、外国貿易船から直接運送される貨物（令第15条第1項第2号《積卸について呈示しなければならない書類》に規定する船卸票が発給される貨物を除く。）を除く。

ヘ 蔵入承認済貨物等取締上支障がないものとして税関長が定めた貨物

（包括保税運送の承認手続等）

63—23 包括保税運送の承認手続等については、次による。

(1) 包括保税運送の承認を受けようとする者は、「包括保税運送申告書」（C—4010）3通を発送地所轄税関官署の保税取締部門に提出する。

(2) 包括保税運送の申告は、発送地の保税地域若しくは岸壁又は到着地の保税地域が異なるごとに行うものとする。

ただし、運送区間が前記63—22(2)ロ又はニに該当する運送については、発送地の保税地域又は岸壁ごとに1申告として差し支えない。この場合、前記63—22(2)ロただし書に該当するときは、上記(1)に規定する申告書の提出部数は、2通に、到着地所轄税関官署の数に相当する部数を加えたもの

とする。

- (3) 発送地所轄税関官署は、包括保税運送の承認に際し、運送の期間を指定して、包括保税運送申告書に記入するものとし、その1通を保管し、1通に承認印を押なつの上、運送承認書として申告者に交付し、他の1通を到着地所轄税関官署に送付するものとする。

なお、運送期間経過により関税を徴収する場合の法第4条第5号《課税物件の確定の時期》の規定の適用については、当該貨物の発送の時に承認があつたものとして取り扱うものとする。

- (4) 包括保税運送の承認の期間は、1年以内とする。

- (5) 包括保税運送の承認に当たっては、包括保税運送の承認を受けた者が、関税関係法令を遵守しないこと等により、指定された承認期間内において包括保税運送の適用を継続することが適当でない認められることとなつたときは、当該承認を取り消すことがある旨の条件を付し、取締りの実効を確保するものとする。

なお、承認を取り消すときは、その旨を当該承認を受けた者にあらかじめ通知するとともに到着地所轄税関官署及び発送地の倉主等に遅滞なく通知する。

- (6) 包括保税運送の承認を受けた者（以下「運送者」という。後記63—24においても同じ。）は、最初の運送の際に、運送承認書の写しを発送地及び到着地の倉主等に引き渡す。

- (7) 継続して包括保税運送の承認を受けようとする場合は、当初の承認の期間の満了日が到来する前に前記(1)の手続により申告するものとする。

この場合において、当該包括保税運送申告書の提出を受けた税関官署は、当該運送が前記63—22に規定する要件を満たさないこととなつたと認められる場合を除き、原則として承認を行うものとする。

なお、前記63—22に規定する要件を満たさないとして承認を行わない場合には、その旨を当該申告者に通知するとともに到着地所轄税関官署及び発送地の倉主等に遅滞なく通知する。

- (8) 外国貿易船から直接運送される貨物については、上記(5)から(7)までに規定する発送地の倉主等に対する手続は、適用しない。

（包括保税運送貨物を運送する際の手続等）

63—24 包括保税運送貨物を運送する際の手続等については、次による。

- (1) 運送者は、貨物の運送を行う際に、当該貨物の送り状（様式については、原則として、「外国貨物運送申告書（目録兼用）」（C—4000）を使用し、貨物の品名、記号及び番号、個数、数量、申告価格等を記載する。）4部を発送地の倉主等に提示し、運送貨物についての確認印を受けるものとする。

また、送り状の右上余白部に包括保税運送の承認を受けた貨物である旨並びに承認番号及び運送に係る一連番号（発送地の倉主等別とする。）を記載させるものとする。

なお、申告価格については、下記に掲げる場合にはその記載の省略を認めて差し支えないものとする。

イ 同一市町村内の運送

ロ コンテナ詰貨物等その他税関長が取締上支障がないと認めた貨物の運送

- (2) 運送者は、上記(1)の確認印を受けた送り状のうち1部は当該発送地の倉主等に引き渡すものとし、当該倉主等は当該送り状を保管することにより搬出の記帳として差し支えないものとする。
- (3) 運送者は、貨物が運送先に到着したときは、前記(1)により発送地の倉主等の確認を受けた送り状(3部)を到着地の倉主等に提示し、貨物の到着についての確認印を受けるものとする。
- (4) 運送者は、上記(3)の確認印を受けた送り状(3部)のうち2部を当該到着地の倉主等に引き渡すものとし、他の1部については1月分を取りまとめの上、翌月の10日までに発送地所轄税関官署の保税取締部門に提出するものとする。

また、到着地の倉主等は運送者から引き渡された送り状(2部)のうち1部を保管することにより搬入の記帳として差し支えないものとし、他の1部については当該倉主等が1月分を取りまとめの上、翌月の10日までに到着地所轄税関官署の保税取締部門に提出するものとする。

- (5) 外国貿易船から直接運送される貨物については、上記(1)から(4)までに規定する発送地の倉主等に対する手続は、適用しない。

なお、この場合において、送り状に記載する運送貨物の数量は、令第15条第1項第2号《積卸について呈示しなければならない書類》に規定する船卸票に記載されている数量とし、運送者は当該船卸票を送り状に添付するものとする。

- (6) 運送者、発送地の倉主等及び到着地の倉主等が相互に接続された電算システムにより貨物管理を行っている場合で、税関長が取締上支障がないと認めたものについては、上記(1)から(4)までの規定にかかわらず、1月分の送り状の内容を記録した運送実績を適宜の書面又はフロッピーディスクにより提出することにより、税関への送り状の提出を省略することができるものとする。この場合にあつては、運送者、発送地の倉主等及び到着地の倉主等は、税関職員の求めに応じ、運送実績を随時出力(映像による出力を含む。)することができるよう措置するものとする。
- (7) 運送者は、運送貨物に関し、発送前、運送途中、到着時等において破損その他の事故又は異常を発見したときは、直ちに発送地所轄税関官署又は貨物の所在地所轄税関官署の保税取締部門に報告するものとする。
- (8) 税関からあらかじめ通知のあった貨物については、発送地の倉主等又は運送者は、発送前に発送地所轄税関官署の保税取締部門に通報するものとする。この場合の運送貨物の発送は、前記63—8(運送貨物の発送の際の現物確認及び施封)の規定に準じ取り扱うとともに送り状には必要な事項を

記載することを求めるものとする。

また、到着地の倉主等は、当該貨物が到着したときは直ちに到着地所轄税関官署の保税取締部門に通報するものとする。

(旅具検査のため保税地域から運送される別送貨物の取扱い)

63—25 旅具通関のため保税地域から同一市町村内にある税関又は当該保税地域を管轄する税関の旅具検査場へ運送する別送貨物の取扱いについては、次による。

なお、別送貨物以外のもので、旅具通関扱いをする貨物については、これに準じて取り扱うものとする。

(1) 保税地域、税関官署又は法第 30 条第 1 項第 2 号の規定により税関長の許可を受けた場所に蔵置されている別送貨物を旅具検査場へ運送する必要があるときは、適宜、簡易な様式 2 通により旅具担当職員に提出することを求めるものとする。

(2) 運送申告書が提示された場合において、担当職員は、別送申告書及び旅券等を審査し、次の各号に該当する場合を除き、その運送申告書の備考欄に施封を要する旨を記載して運送申告者に交付する。

なお、この場合における別送貨物の運搬具（トラック等）については、なるべく施封可能なもの又はコンテナその他貨物の運送中に事故の生じない構造のものを使用するよう常時運送業者を指導するものとする。

イ 大公使、領事又はこれらに準ずるものが輸入するもの

ロ 貨物の内容及び形態が明確なもの

ハ その他施封の必要がないと認められるもの

(3) 保税取締部門において、施封を要する旨の運送申告書を受理したときは、現品と対査し、異常がないことを確認した上、その発送貨物又は運搬具に施封を行い、運送の承認を行うとともに貨物の発送を認める。

(同時蔵置が認められる貨物の運送の特例)

63—26 前記 42—3（保税蔵置場における貨物の同時蔵置）（56—6（保税工場における貨物の同時蔵置）において準用する場合を含む。）及び 42—4（保税蔵置場における同時蔵置の特例）（56—7（保税工場における貨物の同時蔵置の特例）において準用する場合を含む。）により同時蔵置が認められる貨物について、輸送の都合上やむを得ない理由があり、かつ、運送数量が明確に把握でき、取締上支障がない場合においては、同一運送具により同時蔵置の形態のまま運送（2 以上の運送先に運送する場合を含む。以下この項において同じ。）を認めて差し支えない。ただし、運送具が 2 以上（例えば数車両）にわたる場合においては、その 1 の運送具（1 車両）に限り、同時蔵置の形態のまま運送を認めるものとする。この場合において、上記により運送が認められた貨物が運送中において亡失したときは、同時蔵置のままの形態で運送した貨物のうち内国貨物が亡失したものとし、その亡失数量が内国貨物の数量

を超える部分についてのみ外国貨物が亡失したものとして処理して差し支えない。

なお、上記により運送を認めた場合においては、保税運送承認書、保税運送承認書写し等に同時蔵置の形態のままで運送される貨物の運送具（車両等）の番号及び積載数量を明確にさせておくものとする。

（保税工場外作業の許可を受けた場所からの保税地域への運送）

63—27 法第 61 条《保税工場外における保税作業》の規定に基づく保税工場外作業の許可を受けた場所から保税作業によつてできた製品をその工場以外の他の保税地域（他所蔵置の許可を受けた場所を含む。）へ保税運送する場合の取扱いについては、次による。

(1) 保税作業によつてできた製品が、次のいずれかの条件に該当し、かつ、取締上支障がないと認められる場合においては、その運送の承認を行つて差し支えない。

イ 保税工場外における保税作業によつてできる製品の 2 次加工又は集荷を、その保税工場以外の他の保税地域において連続又は緊急に行う必要がある場合

ロ 保税工場外における保税作業を行う場所の地理的条件からみて、製品をその保税工場に再び入れることが経済的に著しく不利であると認められる場合

(2) 法第 61 条第 4 項《保税工場にあるとみなされる外国貨物》の規定により蔵置されているとみなされる保税工場を発送場所として取り扱うものとし、「外国貨物運送申告書」（C—4000）の「発送場所」欄の記載に当たつては、当該保税工場のほか保税工場外作業の許可を受けた場所をかつこ書させるものとする。

（保税工場外作業の許可を受けた場所から保税地域へ運送された貨物の返送）

63—28 保税工場外作業の許可を受けた場所からその保税工場以外の保税地域（他所蔵置の許可を受けた場所を含む。）に積戻しのため保税運送された貨物について、再加工の必要等やむを得ない事由により、その保税工場外作業の許可を受けた場所へ返送する必要がある場合には、取締上支障がない限り、当該保税工場外作業の許可を受けた場所へ直接運送することを認めて差し支えない。

なお、この運送に当たつては、速やかに保税工場外作業の許可申請手続を行うよう指導するものとする。

（特定保税運送者の承認申請手続）

63 の 2—1 法第 63 条の 2 第 1 項の規定に基づく承認（以下この章において「特定保税運送者の承認」という。）の申請（以下この章において「承認申請」

という。)は、「特例輸入者等承認・認定申請書」(C-9000)(以下この章において「承認申請書」という。)2通(原本、申請者用)(申請者が特定保税運送者の承認の申請と同時に特定保税承認者(法第50条第1項又は法第61条の5第1項に規定する承認を受けた者をいう。以下同じ。)の承認又は認定通関業者の認定を受けることを希望する場合には、当該申請者が受けようとする1承認又は認定につき1通を加えた数の申請書を提出することとする。)を、原則として、認定通関業者にあつてはその認定をした税関、特定保税承認者にあつてはその承認をした税関、法第63条の2第1項に規定する国際運送貨物の運送又は管理業務を行う者(特定保税承認者を除く。)にあつては、当該業務を行っている主たる事務所の所在地を所轄する税関の特定保税運送者の承認に係る事務を担当する部門(以下この章において「担当部門」という。)に提出することにより行う。

ただし、申請者の利便性等を考慮し、承認申請書の提出先税関(以下この章において「担当税関」という。)の最寄の官署(以下この章において「署所」という。)の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。

なお、承認申請書の添付書類及び承認申請書の記載事項の取扱いは、次による。

(1) 承認申請書には、令第55条の5第2項に規定する法第63条の4第3号の規則(以下この章において「法令遵守規則」という。)2通(原本、申請者用)(申請者が特定保税運送者の承認の申請と同時に特定保税承認者の承認又は認定通関業者の認定を受けることを希望する場合には、当該申請者が受けようとする1承認又は認定につき1通を加えた数の法令遵守規則を提出することとする。以下この項において同じ。)及び令第55条の5第3項に規定する登記事項証明書1通を添付する。ただし、申請者が法人以外の者であるときは、法令遵守規則2通及び住民票その他の本人確認が可能な書類1通を添付する。

なお、承認申請書を提出する担当税関又は国土交通省(申請者が令第55条の2第4号に掲げる者である場合に限る。)に、これらの添付書類を既に提出している場合には、その提出を省略して差し支えないものとする。この場合において、税関長は必要と認める場合には、国土交通省に対しその提出の有無を確認するものとする。

(2) 規則第7条の3ただし書に規定するその他の事由とは、申請者が法第50条第1項、法第61条の5第1項若しくは法第63条の2第1項の承認又は法第79条第1項の認定を受けており、これらの事項が既に明らかである場合又はこれらの事項を明らかにする書類が添付されている場合をいうので留意する。

(3) 前記7の2-5(3)の規定は、令第50条の4第3項ただし書に規定するその他の事由の取扱いについて準用する。

(承認申請の撤回手続)

63 の 2—2 承認申請書の提出後において、承認又は不承認の通知までの間に申請の撤回の申出があった場合には、申請者の住所、氏名又は名称及び撤回の理由を記載した任意の様式による「特定保税運送承認申請撤回申請書」1通を承認申請書の担当税関の担当部門へ提出することにより行う。ただし、申請者の利便性等を考慮し、担当税関の署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。

(承認等の通知)

63 の 2—3 令第 55 条の 5 第 5 項の規定に基づく承認又は不承認の申請者への通知は、次による。

- (1) 申請者への通知は、「特定保税運送者承認通知書」(C-9012)又は「特定保税運送者不承認通知書」(C-9022)(以下この節において「承認通知書等」という。)を交付することにより行うこととする。
- (2) 承認通知書等の交付は、当分の間、承認申請書を受理した日(署所の窓口担当部門に提出された場合にあつては、当該窓口担当部門において受理した日)から2月以内に行うよう努めることとするが、やむを得ない理由により2月を超える場合は、あらかじめ申請者にその旨を通知するものとする。

(承認内容の変更手続)

63 の 2—4 令第 55 条の 5 第 6 項の規定に基づく特定保税運送者の承認内容の変更の届出は、「特例輸入者等承認・認定内容変更届」(C-9030)2通(原本、届出者用)を担当税関の担当部門に提出することにより行う。なお、申請者の利便性等を考慮し、担当税関の署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その変更届を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。

また、法第 63 条の 4 第 1 号イからトまで又は第 63 条の 7 第 1 項第 2 号に該当した場合には、その旨を遅滞なく税関に届け出るようしようようする。

(該当要件の追加手続)

63 の 2—5 認定通関業者又は令第 55 条の 2 第 1 号から第 4 号まで(第 4 号には、イからホまでの別を含む。)のいずれかの要件を満たす者として特定保税運送者の承認を受けた者が、当該要件に係る営業所以外の営業所において特定保税運送制度の適用を受けようとする場合には「特例輸入者等承認・認定内容変更届」(C-9030)2通(原本、届出者用)及び当該営業所に係る規定を追加した法令遵守規則を担当税関の担当部門に提出することにより行う。当該変更届を受け付けた担当税関は、速やかに法第 63 条の 4 に規定する承認

要件の審査に準じ審査等を行い、当該要件を満たしていることにつき確認した場合には、当該変更届を受理するものとする。

(承認の審査)

63 の 2—6 法第 63 条の 4 に規定する承認の要件の審査は、「特例輸入者の承認要件等の審査要領について」(平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号)に基づき行うものとする。

(運送目録の記載事項等)

63 の 2—7 令第 55 条の 4 第 1 項後段の規定に基づき、次の保税地域相互間(規則第 7 条の 2 に該当する保税地域に限る。)の特定保税運送については、法第 63 条の 2 第 2 項に規定する運送目録の記載事項のうち、記号、番号、個数等必要がないと認める事項の記載を極力省略し、特定保税運送者の負担とならないよう努めることとする。

- (1) 税関空港(同一の税関の管轄区域内の税関空港に限る。)の近隣に所在する保税地域相互間
- (2) 同一又は近接する税関官署の管轄区域内に所在する保税地域相互間

(電子メールによる送信)

63 の 2—8 以下の申請書等の提出又は送付については、税関の事務処理上支障があると認められる場合を除き、当該申請書等を電子メールに添付することにより行って差し支えない。この場合において、税関は必要な確認等を行い、当該申請書等を受理したときは、その旨を電子メールにより申請者等に連絡するものとする。

- (1) 前記 63 の 2—1、63 の 2—2 又は後記 63 の 8 の 2—1 の申請書及び添付書類
- (2) 前記 63 の 2—4 又は 63 の 2—5 の変更届及び添付書類
- (3) 後記 63 の 6—1 の届出書及び添付書類

(承認の公告)

63 の 3—1 法第 63 条の 3 第 2 項の規定による公告は、次に掲げる事項について、担当税関の税関官署の見やすい場所に掲示して行うほか、各税関のホームページに掲載するものとする。なお、全国の特定保税運送者の一覧については、関税局において各税関のホームページに掲載することとしているので留意する。

- (1) 承認を受けた者の氏名又は名称及び住所
- (2) 承認を受けた者が認定通関業者である場合にはその旨、それ以外の者である場合には、令第 55 条の 2 各号のうち、該当する号(同条第 4 号に該当する者にあつては、同号イからホまでの別を含む。)

(改善措置の求め)

63 の 5－1 法第 63 条の 5 の規定による改善措置の求めは、例えば次の場合において行うものとする。

- (1) 特定保税運送に関する業務について、法の規定に違反する行為が発見された場合。
- (2) 特定保税運送に関する業務において輸出入・港湾関連情報処理システムを適時、適正に使用していない場合。
- (3) 法第 67 条の 3 第 1 項に規定する特定委託輸出申告において、後記 67 の 3－2－3 の(4)に規定する貨物の確認を適正に行っていない場合
- (4) 法令遵守規則に則して特定保税運送に関する業務が適正かつ確実に行われていないと認められる場合
- (5) その他税関手続の履行又は貨物の管理に関して不適切と認められる行為があった場合

(特定保税運送者からの事情の聴取等)

63 の 5－2 前記 63 の 5－1 の規定により改善措置を求める場合には、その原因となった行為が生じた理由等について特定保税運送者（法第 63 条の 2 第 1 項に規定する特定保税運送者をいう。以下同じ。）から事情を聴取したうえで、再発を防止するための措置を講じることを求めるものとする。

(保税運送の特例を受ける必要がなくなった旨の届出手続)

63 の 6－1 令 55 条の 7 の規定による届出（以下この項において「届出」という。）の手続については、次による。

- (1) 届出を行おうとする場合には、「特例輸入者の承認等取りやめ届」（C－9040）2 通（原本、届出者用）を担当税関の担当部門に提出することにより行う。ただし、届出者申請者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該届出に係る書面を受理した署所の窓口担当部門は、その書面を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。
- (2) 「特例輸入者の承認等取りやめ届」には、届出者の住所及び氏名又は名称、承認を受けた年月日、取りやめの理由及び特定保税運送に係る外国貨物の全てが運送先に到着している旨を記載する。

(承認の失効の公告)

63 の 7－1 法第 63 条の 7 第 2 項に規定する承認の失効の公告は、失効年月日、特定保税運送者の住所又は居所及び氏名又は名称について、担当税関の税関官署の見やすい場所に掲示して行うほか、各税関のホームページに掲載するものとする。

(特定保税運送者の承認の取消し)

63 の 8—1 法第 63 条の 8 の規定に基づき特定保税運送者の承認を取り消す場合の取扱いについては、次による。

- (1) 法第 63 条の 4 第 1 号イからトまでに該当することとなった場合は、遅滞なく承認を取り消す手続を開始するものとする。
- (2) 法第 63 条の 4 第 2 号に適合しないこととなったため承認を取り消すことができる場合とは、例えば特定保税運送者が、令第 55 条の 6 第 3 号に掲げる法律の規定に基づき、事業の停止等の処分を受けることとなった場合をいう。
- (3) 令第 55 条の 8 の規定に基づく通知は、後記 89—5 (3) に規定する「不服申立て等について」(C-7009) を添付した「特例輸入者等承認・認定取消書」(C-9050) を交付することにより行うものとする。

(承継の承認申請手続等)

63 の 8 の 2—1 法第 63 条の 8 の 2 において準用する法第 48 条の 2 第 1 項から第 5 項までの規定に基づく特定保税運送者の承認を承継する場合の承認申請手続の取扱いは、次による。

- (1) 特定保税運送者の承継の承認申請（以下この項において「承継の承認申請」という。）は、「特例輸入者等の承認・認定の承継の承認申請書」(C-9060)（以下この項において「承継の承認申請書」という。）2 通（原本、申請者用）を担当税関の担当部門に提出することにより行わせるものとする。ただし、申請者の利便性等を考慮し、担当税関の署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該承継の承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その承継の承認申請書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。

なお、特定保税運送者間の合併若しくは分割又は特定保税運送者に係る法第 63 条の 2 第 1 項に規定する特定保税運送に関する業務の譲渡し（以下この項において「合併等」という。）の場合で、各々の担当税関が異なる場合、承継の承認申請書を提出する担当税関は、原則として、合併等の後における主たる特定保税運送業務を行う予定の事業所の所在地を管轄する担当税関とする。

- (2) 承継の承認申請書の添付書類については、前記 63 の 2—1(1) の規定並びに 7 の 2—5 (2) のイからニ及びチの規定に準じて取り扱うこととして差し支えない。この場合において、同項の(2)チ中「輸入業務に携わる担当者（特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）2(1)②に規定する担当者をいう。）」とあるのは「特定保税運送等の業務に携わる担当者（規則第 7 条の 3 第 3 号に規定する担当者をいう。）」と読み替えるものとする。
- (3) 法第 63 条の 8 の 2 において準用する法第 48 条の 2 第 1 項に規定する特定保税運送者に係る相続の場合には、地位の承継を証する書類（例えば、相続人の同意により選定された場合は当該事実を証する書面）、同条第 4 項

に規定する合併等の場合には、合併等が確実であると認められる書類（例えば、業務の譲渡に係る契約（会社法第 467 条）、吸収合併契約（会社法第 749 条第 1 項）、新設合併契約（会社法第 753 条第 1 項）、吸収分割契約（会社法第 758 条）、新設分割計画（会社法第 763 条）に係る書面の写し。）を提出させるものとする。

また、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人、分割により設立される法人又は特定保税運送者に係る法第 63 条の 2 第 1 項に規定する特定保税運送に関する業務を譲り受ける法人（登記内容に変更が生じた場合に限る。）にあつては、登記後速やかに登記事項証明書を提出させるものとする。

- (4) 令第 55 条の 8 の 2 第 2 項において準用する令第 39 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する「相続があつた年月日」とは被相続人の死亡日をいい、令第 55 条の 8 の 2 第 2 項において準用する令第 39 条の 2 第 2 項第 3 号に規定する「合併若しくは分割又は特定保税運送者に係る法第 63 条の 2 第 1 項に規定する特定保税運送に関する業務の譲渡しが予定されている年月日」とは、吸収合併契約若しくは吸収分割契約又は業務の譲渡に係る契約に関する書面に記載された効力発生日又は新設合併若しくは新設分割の登記（成立）予定日をいう。
- (5) 合併等に係る承継の承認の申請は、上記(4)に規定する効力発生日又は登記（成立）予定日以前に行わせるものとし、当該申請の申請者は、以下のとおりとする。
 - イ 合併の場合には、合併しようとする法人の連名
 - ロ 分割の場合には、分割しようとする法人と分割後当該承認の承継を受けようとする既存の法人がある場合には当該既存の法人の連名
 - ハ 特定保税運送者に係る法第 63 条の 2 第 1 項に規定する特定保税運送に関する業務の譲渡しの場合には、当該業務を譲り渡そうとする者と譲り受けようとする者の連名
- (6) 上記(5)に規定する申請については、上記(3)に規定する合併等が確実であると認められる書類により、これらの者の間の関係が明らかである場合には、当該合併等に係る一の者の名をもって申請を行わせて差し支えない。
- (7) 特定保税運送者が、会社法第 2 条第 26 号に規定する組織変更を行う場合には、法第 63 条の 8 の 2 で準用する法第 48 条の 2 に規定する許可の承継によらず、前記第 63 の 2-4 に規定する承認内容の変更手続によることに留意すること。
- (8) 承継の承認申請について承認するときは、「特例輸入者等承認・認定の承継の承認書」（C-9070）を、承認しないときは、「特例輸入者等承認・認定の承継の不承認書」（C-9080）を交付することにより行う。

（承継の承認の公告）

63 の 8 の 2-2 法第 63 条の 8 の 2 において準用する法第 48 条の 2 第 6 項の規

定に基づく承継の承認をした際の公告は、次に掲げる事項について、担当税関の税関官署の見やすい場所に掲示して行うほか、各税関のホームページに掲載するものとする。

- (1) 承継を受けた者の氏名又は名称及び住所
- (2) 承継前に承認を受けていた者の氏名又は名称及び住所
- (3) 承継の承認を受けた者が認定通関業者である場合にはその旨、それ以外の者である場合には、令第 55 条の 2 各号のうち、該当する号（同条第 4 号に該当する者にあつては、同号イからホまでの別を含む。）

（郵便物の保税運送の届出手続等）

63 の 9 - 1 郵便物（法第 30 条第 1 項第 3 号の特定郵便物を除く。以下この項及び 63 の 9 - 2 において同じ。）の保税運送の届出手続等については、次による。

- (1) 郵便物の保税運送の届出を行おうとする者は、「郵便物保税運送届出書」（C-4015）3 通を発送地又は到着地所轄税関官署の保税担当部門に提出する。この場合において、当該届出者は、届出日から 1 年以内に発送する郵便物の運送について一括して届け出ることができる。
- (2) 郵便物の保税運送の届出は、発送地の保税地域若しくは岸壁又は到着地の保税地域が異なるごとに行うものとする。
- (3) 発送地又は到着地所轄税関官署は、郵便物保税運送届出書の受理に際し、その 1 通を保管し、1 通に受理印を押なつの上、届出受理書として届出者に手交し、他の 1 通を到着地又は発送地所轄税関官署に送付するものとする。
- (4) 郵便物運送者（郵便物の保税運送の届出を行った者をいう。後記 63 の 9 - 2 において同じ。）は、最初の運送の際に、届出受理書の写しを発送地及び到着地の倉主等に引き渡す。
- (5) 継続して郵便物の保税運送の届出を行おうとする場合は、当初の届出の有効期間の満了日が到来する前に前記(1)の手続により届け出るものとする。
- (6) 外国貿易船から直接運送される貨物については、上記(4)及び(5)に規定する発送地の倉主等に対する手続は、適用しない。

（郵便物を保税運送する際の手続等）

63 の 9 - 2 前記 63 の 9 - 1 の(2)により届出が受理された郵便物を運送する際の手続等については、次による。

- (1) 郵便物運送者は、郵便物の運送を行う際に、当該郵便物の送り状（原則として、万国郵便条約に基づき、差出国が閉袋送達に関する情報を記載し、当該閉袋に添付することが必要とされている書類（通常郵便物に関する施行規則第 186 条第 3 項の規定により記入された引渡明細表 CN37, CN38 又は CN41 等）を使用し、必要に応じ、貨物の品名、記号及び番号、個数、数量、申告価格等を追記する。）4 部を発送地の倉主等に提示し、運送貨物につい

ての確認印を受けるものとする。

また、送り状の右上余白部に郵便物の保税運送の届出を行った郵便物である旨並びに受理番号及び運送に係る一連番号を記載するものとする。

なお、下記に掲げる場合には、申告価格その他必要がないと認める事項につきその記載の省略を認めて差し支えないものとする。

イ 同一市町村内の運送

ロ コンテナ詰貨物その他税関長が取締り上支障がないと認めた貨物の運送

(2) 郵便物運送者は、上記(1)の確認印を受けた送り状のうち1部は当該発送地の倉主等に引き渡すものとし、当該倉主等は当該送り状を保管することにより搬出の記帳として差し支えないものとする。

(3) 郵便物運送者は、郵便物が運送先に到着したときは、前記(1)により発送地の倉主等の確認を受けた送り状(3部)を到着地の倉主等に提示し、郵便物の到着についての確認印を受けるものとする。

(4) 郵便物運送者は、上記(3)の確認印を受けた送り状(3部)のうち2部を当該到着地の倉主等に引き渡すものとし、他の1部については1月分を取りまとめの上、翌月の10日までに発送地所轄税関官署の保税担当部門に提出するものとする。

また、到着地の倉主等は郵便物運送者から引き渡された送り状(2部)のうち1部を保管することにより搬入の記帳として差し支えないものとし、他の1部については当該倉主等が1月分を取りまとめの上、翌月の10日までに到着地所轄税関官署の保税担当部門に提出するものとする。

(5) 外国貿易船から直接運送される郵便物については、上記(1)から(4)までに規定する発送地の倉主等に対する手続は、適用しない。

(6) 郵便物運送者、発送地の倉主等及び到着地の倉主等のすべてが送り状を保存している場合であって、税関長が取締り上支障がないと認めたものについては、上記(1)から(4)までの規定にかかわらず、1月分の送り状を保存することにより、税関への送り状の提出を省略することができるものとする。この場合にあっては、郵便物運送者、発送地の倉主等及び到着地の倉主等は、税関職員の求めに応じ、運送実績を随時提示することができるよう措置するものとする。

(7) 郵便物運送者は、運送貨物に関し、発送前、運送途中、到着時等において破損その他の事故又は異常を発見したときは、直ちに発送地所轄税関官署又は貨物の所在地所轄税関官署の保税担当部門に報告するものとする。

(8) 税関からあらかじめ通知のあった貨物については、発送地の倉主等又は郵便物運送者は、発送前に発送地所轄税関官署の保税担当部門に通報するものとする。この場合の運送貨物の発送は、前記63-8の規定に準じ取り扱うとともに送り状には必要な事項を記載することを求めるものとする。

また、到着地の倉主等は、当該貨物が到着したときは直ちに到着地所轄税関官署の保税担当部門に通報するものとする。

(難破貨物等の運送に関する用語の意義)

64—1 法第 64 条第 1 項《難破貨物等の運送》に規定する「難破貨物」等の用語の意義については、次による。

- (1) 「難破貨物」とは、遭難その他の事故により船舶又は航空機から離脱した貨物をいう。
- (2) 「運航の自由を失った船舶又は航空機」とは、災害等の外部的障害により、あるいは船舶又は航空機自体の内部的故障により自力で航行を継続することができない状態にある船舶又は航空機をいう。
- (3) 「仮に陸揚された貨物」とは遭難その他やむを得ない事故等により、本来の目的とした陸揚地以外の場所に一時陸揚げ又は取卸しされた貨物をいう。

(難破貨物等の運送の承認)

64—2 法第 64 条第 1 項《難破貨物等の運送の承認又は届出》の規定により、難破貨物等をそのある場所から運送する場合の承認申請は、「外国貨物運送申告書（目録兼用）」(C—4000) 3 通（原本、承認書用、到着証明用）を提出して行わせ、税関においてこれを承認したときは、申告書の備考欄に法第 64 条に該当するものである旨を注記し、うち 1 通を運送承認書、他の 1 通を運送承認書写しとして申告者に交付する。

(難破貨物等が警察官に届け出て運送される場合の取扱い)

64—3 法第 64 条第 1 項ただし書《難破貨物等の運送を警察官にあらかじめ届け出る場合》の規定により、難破貨物等が警察官への届出後運送される場合においては、当該警察官から届出を受けた事項について書面、電話その他の方法により最寄りの税関官署に対して速やかに通知があることとなつていから、これにより通知を受けた税関はその旨を直ちに到着地税関に通知し、到着地税関においては当該通知及び法第 64 条第 3 項《運送貨物の到着の際の届出》の規定により提出される届出を証する書類と現品とを対照して、その到着を確認するものとする。

(保税運送の取扱いの準用)

64—4 前記 63—1（保税運送の承認をしない外国貨物）、63—6（税関において運送申告書に記入すべき事項）、63—8（運送貨物の発送の際の現物確認及び施封）から 63—15（到着の連絡）まで及び 63—20（運送中の貨物の運送先等の変更の特例）の取扱いは、承認を受けて運送される難破貨物等について準用するものとする。この場合において、これらの取扱い中「運送申告書」とあるのは「運送承認申請書」と読み替えるものとする。

(運送期間の経過による関税の徴収)

65—1 運送期間の経過による関税の徴収については、次による。

(1) 法第 63 条第 1 項又は法第 64 条第 1 項の規定により運送の承認を受けて運送された外国貨物（輸出の許可を受けた貨物を除く。この項において同じ。）の場合

到着地税関から運送貨物について全部若しくは一部が到着しない旨又は運送中に損傷があった旨の通知があったときは、運送承認税関は、その運送貨物について調査し、法第 65 条第 1 項本文の規定により直ちにその運送貨物の関税を徴収することとなるときは、その運送の承認を受けた者に賦課決定通知書（前記 8—1）及び納税告知書（前記 9 の 2—1）を送達する。この場合において、その関税が告知に係る納期限までに完納されない場合には、運送の承認の際に提供させた担保をもってその関税に充当し、又は国税徴収の例により徴収する。

なお、亡失した貨物が輸出の許可を受けた貨物であるときは、同項本文の規定により関税の徴収を行う必要はなく、また、運送貨物が石油その他の液体貨物又は穀物その他のばら貨物である場合であって、運送中の欠減量が運送貨物の特性、運送方法等から勘案し通常生ずべき範囲内と認められる程度のものであるときも、同項ただし書の規定を適用し、関税の徴収を行う必要はないので留意する。

(2) 特定保税運送に係る外国貨物の場合

到着地税関から運送貨物について全部若しくは一部が 7 日以内に到着しない旨又は運送中に損傷があった旨の通知があったときは、発送地を管轄する税関は、上記(1)に準じて取り扱うものとする。

(運送期間の経過による関税の徴収に係る用語の意義)

65—2 法第 65 条第 1 項ただし書《亡失等により関税を徴収しない場合》に規定する「災害その他やむを得ない事情により亡失した場合」及び「滅却」の意義については、前記 23—9（「災害その他やむを得ない理由により亡失した場合」及び「滅却」の意義）と同様とする。

(運送貨物の滅却の承認の申請)

65—3 運送貨物（輸出の許可を受けた貨物を除く。）の滅却の承認の申請は、「滅却（廃棄）承認申請書」（C—3170）2 通を提出して行わせ、税関においてこれを承認したときは、うち 1 通に承認印を押なつし、承認書として申請者に交付する。

(運送貨物が亡失した場合の届出)

65—4 法第 65 条第 4 項に規定する届出の取扱いは、前記 45—3 に準じて取り扱うものとする。この場合において、45—3 中「を蔵置してあつた保税蔵置場の許可を受けた」とあるのは「について運送の承認を受けた」と、「当該保税

蔵置場を所轄する」とあるのは「当該貨物について運送の承認を受けた」と読み替えるものとする。

(運送貨物が保税地域等に搬入する前に亡失した場合の取扱い)

65—5 保税運送された外国貨物が保税地域又は他所蔵置場所に実際に搬入される前に亡失した場合には、その貨物が既に保税地域又は他所蔵置場所に接岸又は到着している場合であつても、運送中における亡失として取り扱うものとする。

(開港と不開港との間の内国貨物の運送)

66—1 内国貨物を外国貿易船等に積んで不開港から開港若しくは税関空港に、又は開港若しくは税関空港から不開港に運送することは、運送貨物の確認等貨物の取締りに支障を生じないと認められる場合に限り承認するものとする。

(内国貨物の運送申告)

66—2 法第66条の規定により内国貨物を運送する場合の申告は、外国貿易船、外国貿易機の別又は運送先を異にするごとに、内国貨物を運送しようとする外国貿易船又は外国貿易機が入港する開港、税関空港又は不開港の所在地を所轄する税関官署に「内国貨物運送申告書(目録兼用)」(C—4030)を3通(原本、承認書用、到着証明用)提出させるものとする。

(運送された内国貨物の引取り)

66—3 外国貿易船等によつて運送された内国貨物を引き取るときは、船卸し(取卸し)に際し運送承認書を提出させ、引取りを認める旨を裏書して交付するものとする。

(保税運送の取扱いの準用)

66—4 前記63—5(保税運送の申告手続)(3)及び(4)、63—6(税関において運送申告書に記入すべき事項)(4)及び(5)、63—9(運送貨物の発送手続)、63—10(運送の期間の指定)、63—12(運送期間の延長の手続)から63—15(到着の連絡)まで並びに63—20(運送中の貨物の運送先等の変更の特例)の取扱いは、内国貨物の運送について準用するものとする。